○北陸地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 八号　金沢市駅西新町三丁目一三〇五番から同市駅西新町三丁目一二〇八番まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○中国地方整備局告示第二百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市青木町三丁目一二三九番五から同市青木町三丁目一二三八番四まで	前	一二・〇〇メートル～一六・〇〇メートル	一四・〇〇キロメートル～一四・六〇〇キロメートル
	後	一四・〇〇メートル～一六・〇〇メートル	一四・〇〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百八十八号　岩国市青木町三丁目一二三九番一から同市青木町三丁目一二三九番五まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A　九・七四～四五・〇三メートル B・C・D・E・F　八・六六一キロメートル～一二・三七　六・三三〇	A　四五・〇三メートル～一二・三七　六・三三〇 B・C・D・E・F　二六・八〇キロメートル～一二・三七　六・三三〇	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後			

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　東かがわ市白鳥字田中四二六番一から同市白鳥字田中四七七番一地先まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○九州地方整備局告示第二百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市神在字赤坂二〇二番五から同市神在字八反間一三五四番六七まで	前	一四・八二メートル～八五・〇〇メートル	一三・三二キロメートル～一三・六三〇キロメートル
	後	一三・六三メートル～三二・六〇〇メートル	一三・三二キロメートル～一三・六三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第二百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二号　糸島市神在字赤坂二〇一番三地内　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○北海道開発局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡南富良野町字落合一一七五番一から同町字落合一一七六番一まで	前	三七・二六メートル～九九・八八メートル	三九・九〇キロメートル～一〇八・二八キロメートル
	後	三九・九〇キロメートル～一〇八・二八キロメートル	三九・九〇キロメートル～一〇八・二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部